

児童福祉審議会母子保健専門分科会について

令和6年8月5日
第1回岡山市児童福祉審議会
母子保健専門分科会
【資料1】

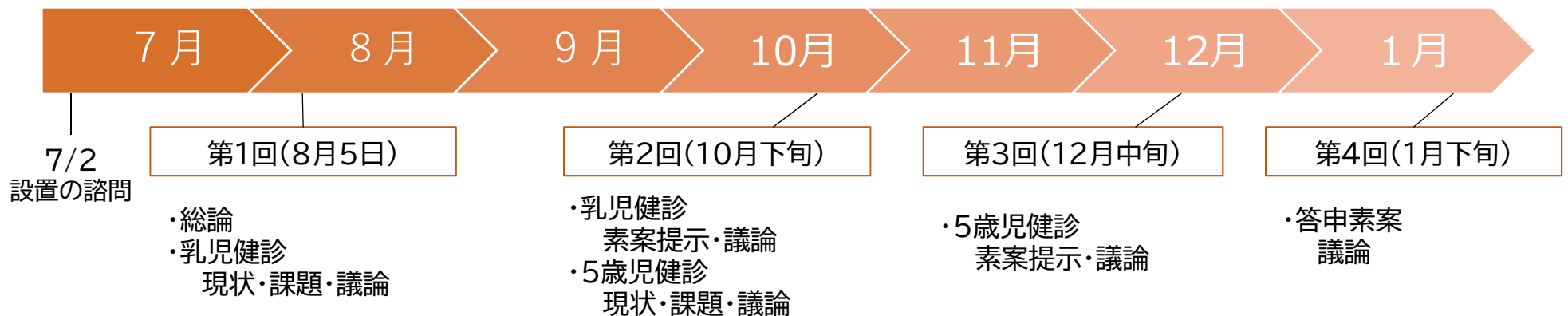
1. 所掌事務

母子保健に関する事項の調査審議(乳児及び5歳児の健康診査に関すること)

母子保健法(抜粋)

第7条 児童福祉法第8条第2項に規定する(中略)児童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき、調査審議するほか、(中略)市町村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

2. スケジュール(案)



3. 構成委員

○母子保健専門分科会 9名(うち臨時委員8名)

学識者2名、児童精神科医2名、小児科医2名、産婦人科医1名、幼児教育・保育専門家2名

4. 諮問の概要

○乳幼児健康診査のあり方について

1歳児までの乳児健康診査の時期や健診項目、5歳児健康診査の必要性等